

議案第56号

天理市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

天理市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のよう
に制定しようとする。

平成23年12月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(天理市文化センター条例の一部改正)

第1条 天理市文化センター条例(昭和62年12月天理市条例第25号)の一部を
次のように改正する。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、第3号を第4号とし、第2号
を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第
77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に
資することとなると認めるとき。

第10条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「認めた」を
「認める」に改める。

第11条中「認めた」を「認める」に改める。

第12条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「認めた」
を「認める」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を
加える。

(2) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

第15条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第16条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

(天理市民会館条例の一部改正)

第2条 天理市民会館条例(昭和42年3月天理市条例第13号)の一部を次のよ
うに改正する。

第6条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として

次の1号を加える。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

第8条第2号及び第9条中「認めた」を「認める」に改める。

第10条第1項第2号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。

第14条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

（天理市ボランティアセンター条例の一部改正）

第3条 天理市ボランティアセンター条例（平成21年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

第7条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（天理市福祉センター条例の一部改正）

第4条 天理市福祉センター条例（昭和49年7月天理市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号から第3号までの規定中「認められる」を「認める」に改め、同条第4号中「認められる」を「認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

第9条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉センターの利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により福祉センターの利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(天理市多世代交流広場条例の一部改正)

第5条 天理市多世代交流広場条例(平成8年6月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第9条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(天理市障害者ふれあいセンター条例の一部改正)

第6条 天理市障害者ふれあいセンター条例(平成15年3月天理市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（利用許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 第9条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定によりセンターの利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

（天理市人権センター条例の一部改正）

第7条 天理市人権センター条例（平成21年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第11条を次のように改める。

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、センターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わ

ないとき。

(2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) その他管理上不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(天理市コミュニティセンター条例の一部改正)

第8条 天理市コミュニティセンター条例(平成2年12月天理市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第11条を次のように改める。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。

(2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) その他管理上不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(天理市男女共同参画プラザ条例の一部改正)

第9条 天理市男女共同参画プラザ条例(平成10年3月天理市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第9条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（天理市トレイルセンター条例の一部改正）

第10条 天理市トレイルセンター条例（平成12年3月天理市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

（天理市都市公園条例の一部改正）

第11条 天理市都市公園条例（昭和45年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

(1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

第6条中「認められる」を「認める」に改める。

第11条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認める者

第17条第1項に次の1号を加える。

(4) 第3条第4項各号又は第11条各号のいずれかに該当すると認める者別表第2第2項第1号備考中「認めた」を「認める」に改める。

(天理市教育総合センター条例の一部改正)

第12条 天理市教育総合センター条例(平成10年3月天理市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第9条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(天理市立教育キャンプ場条例の一部改正)

第13条 天理市立教育キャンプ場条例(平成12年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第8条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(天理市立公民館条例の一部改正)

第14条 天理市立公民館条例(昭和61年3月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「認められる」を「認める」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。

第14条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

(天理市立集会所条例の一部改正)

第15条 天理市立集会所条例(昭和61年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「認めた」を「認める」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 教育委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるときは、集会所の使用の許可をしないことができる。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条第3項に該当することとなったとき。

第5条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定により集会所の使用条件を変更し、又は使用を中止させ、若しくは使用の許可を取り消した場合において、集会所の使用の許可を受けた者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(天理市民運動場条例の一部改正)

第16条 天理市民運動場条例(平成10年3月天理市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、

第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第9条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（天理市健民運動場条例の一部改正）

第17条 天理市健民運動場条例（昭和52年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に、「認めた」を「認める」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第6条及び第7条中「認めた」を「認める」に改める。

第11条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号及び第3号中「認めた」を「認める」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（天理市立体育館条例の一部改正）

第18条 天理市立体育館条例（昭和55年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「認めた」を「認める」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第9条第1項第2号及び第3号中「認めた」を「認める」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(天理市グラウンド・ゴルフ場条例の一部改正)

第19条 天理市グラウンド・ゴルフ場条例(平成19年6月天理市条例第16号)

の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

第9条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(天理市文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の天理市文化センター条例第8条及び第12条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市民会館条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の天理市民会館条例第6条及び第10条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市ボランティアセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の天理市ボランティアセンター条例第5条及び第7条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の天理市福祉センター条例第8条及び第10条の

規定は、施行日以後にされる利用許可の申請について適用し、同日前にされた利用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市多世代交流広場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の天理市多世代交流広場条例第7条及び第9条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市障害者ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後の天理市障害者ふれあいセンター条例第9条及び第13条の規定は、施行日以後にされる利用許可の申請について適用し、同日前にされた利用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市人権センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の天理市人権センター条例第6条及び第11条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第8条の規定による改正後の天理市コミュニティセンター条例第6条及び第11条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市男女共同参画プラザ条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第9条の規定による改正後の天理市男女共同参画プラザ条例第5条及び第9条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第11条の規定による改正後の天理市都市公園条例第3条、第11条及び第17条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市教育総合センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第12条の規定による改正後の天理市教育総合センター条例第7条及び第9条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前に

された使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市立教育キャンプ場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 第13条の規定による改正後の天理市立教育キャンプ場条例第6条及び第8条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市立公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第14条の規定による改正後の天理市立公民館条例第7条及び第10条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市立集会所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 第15条の規定による改正後の天理市立集会所条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市民運動場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 16 第16条の規定による改正後の天理市民運動場条例第5条及び第9条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市健民運動場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 第17条の規定による改正後の天理市健民運動場条例第4条及び第11条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市立体育館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 18 第18条の規定による改正後の天理市立体育館条例第5条及び第9条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。

(天理市グラウンド・ゴルフ場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 第19条の規定による改正後の天理市グラウンド・ゴルフ場条例第5条及び第9条の規定は、施行日以後にされる使用許可の申請について適用し、同日前にされた使用許可の申請については、なお従前の例による。